

『有機 JAS』に『ゲノム編集』など遺伝子操作技術は入れない！』とする政策案を確認

12月20日（金）、衆議院第一議員会館にて「有機 JAS とゲノム編集についての意見交換会」（主催 日本有機農業研究会・遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン）を開催。関心を集めていた「有機 JAS」規格における「ゲノム編集など遺伝子操作技術」の扱いについて、「食の安全議員連盟」会長・篠原孝衆議院議員、同事務局長川田龍平参議院議員も同席して、農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室長西川真由氏ら 3 人の担当者と、「すべてのゲノム編集技術を含む遺伝子操作及び遺伝子組換え技術はすべて、後代交配種についても、『使用できない』（禁止技術）とする」政策案であることを確認しました。

すべての「遺伝子操作／遺伝子組換え」を禁止技術として確認

確認内容は、以下の 2 点です。これは、今回の有機 JAS 見直しは、単に狭義の「ゲノム編集」（いわゆる SDN 1, 2, 3）のどこまでを禁止するかということだけで終わらせないためです。

①すべての「遺伝子操作／遺伝子組換え」技術を対象とした制限（禁止）であること。

1970 年代以降に生物の「核」の内部がわかるようになって生まれた遺伝子工学・新バイオテクノロジーにより作出された、それまで自然界に存在しなかった生物（動植物、微生物）、新品種等すべてを対象とする。

このことは、コーデックス有機生産等ガイドラインに記載されているように、「交配又は自然な組換えによって自然に生じることのない方法で遺伝物質を変化させる技術」に当たる。そしてこれには、例えば「RNA 干渉法」、及び「新ハイブリッド育種テクノロジー」（Seed Production Technology）、「新育種テクノロジー」（New Plant Breeding Technology）なども含まれ、現在及び近未来に想定されるすべての遺伝子操作技術を含む。

②作出時・生産工程で一度でも「遺伝子操作／遺伝子組換え」技術を使用したものはすべて、及びその後代交配種等も含めて、すべて禁止すること。

ゲノム編集技術やその他の遺伝子操作の新育種技術においては、最終製品に外来遺伝子が残らないとか、一度は当該技術を使うがその後は“自然な変異”などと、最終製品だけをみて、それを遺伝子操作・遺伝子組換え生物とみなさないかのような言動がみられるが、「有機 JAS」においては、結果だけの「プロダクト（製品）ベース」で考えるのではなく、作出時・生産工程で一度でも遺伝子操作技術を使ったものは禁止するという「プロセスベース」で捉えて、後代交配種等も含めて、すべて禁止技術とすること。そして、それによる生物の使用も規制すること。

このような点も含めて同集会では確認し、その内容については、一般の人にもわかりやすいように具体例示もあげるなどして、政策確定後には、例えば『有機農産物 JAS 規格等の Q&A』（農林水産省による運用指針の詳細）に記載していくことも確認しました。

不安の中での検討開始、緊急署名呼びかけへ

この有機 JAS 見直しの検討が始まったのは、9 月でした。（独立行政法人）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、9 月 30 日、有機 JAS 登録認証機関の協議会の代表など関係者を含む「有

機 JAS の見直し検討会」(委員 9 名)を開いたのです。ここでは、委員から有機農業の原則を示したコーデックスの有機生産等ガイドラインへの準拠、同用語・定義等に基づく遺伝子操作技術を禁止技術とすることの再確認、作出時・生産工程で一度でも遺伝子操作を行ったものは使ってはならないとする「プロセスベース」での禁止などの意見が出され、「ゲノム編集技術」についてすべてを禁止技術とするという方向がとりまとめられました。しかしながら、その方向性がすんなり認められるのかどうか、かなりの不安がありました。それは次のような状況です。

①2019 年 7 月までに日本政府は、一連の一般食品における「ゲノム編集」技術応用食品の規制をめぐる議論で、ゲノム編集技術応用食品のうち、最終の製品レベルで「外来遺伝子が残るかどうか」で考えるという、いわゆる「プロダクト(製品)ベース」を適用し、ゲノム編集食品の大半は、「環境影響調査なし」「安全性審査なし」そして「表示の義務づけなし」「届け出」も任意というきわめて緩いものが決まってしまった。このような緩い規制が、「有機」の世界にまで及んだら大変!という懸念が広がった。

②ちょうど 6 月から 7 月という時期に、アメリカで、ゲノム食品を推進させる大統領令が出されて、アメリカ議会下院の農業小委員会において、農務省アイバツハ副長官の「有機でも遺伝子操作技術を容認したらどうか」という趣旨の発言があった。これが報じられて、アメリカ国内、EU などで波紋を呼んだ。アメリカではで署名活動や意見表明呼びかけも起きた。

欧州でも、バイオテクノロジー推進の政財界の動きがじわじわと存在感を強める中で、2016 年、フランス政府は、遺伝子変異を誘導する GE(遺伝子変異を誘発技術)は GMO(遺伝子組換え技術)の規制対象に該当しないと決定した。

これに対して、農民団体や環境団体が不服として裁判に訴え、フランス国務院は、これを欧州司法裁判所に判断を委ねた。欧州司法裁判所において、ゲノム編集技術などについて、環境法放出指令(2001/18/EC)における遺伝子操作技術・生物に相当するかどうか争われ、その結果、2018 年 7 月 25 日、従来の遺伝子操作/遺伝子組換えと同様に扱い、規制することという判断が下された。

これは司法判断ではあるが、現在、EU の有機認証基準においてゲノム編集技術は使用禁止とされている。

③「アメリカのゲノム編集ダイズ等々が日本を狙っている!」とは、「緊急署名」呼びかけに書かれた内容の一部である。グローバル新自由主義経済は 2018 年 12 月の TPP11 発効、2019 年 2 月 1 日の日欧経済連携も発効、そして日米貿易協定も大枠合意、署名、国会批准と進められ、2020 年 1 月 1 日に発効する予定である。トランプ大統領-安倍首相の署名の際には、中西部トウモロコシ農家団体等のトランプ支持者たちが取り囲んでいたように、ますます日本への穀物、農産物、畜産物が食の安全もかなぐりすてる勢いで入ってくる事が予想される。そうした中で日本政府の一般食品の「ゲノム編集」食品の緩い規制も位置付けられる。アメリカではすでに「ゲノム編集ダイズ」(高オレイン酸含有)の食用油が販売されており、また、「新育種テクノロジー」(SPT)によるトウモロコシもつくられている。これらは 2021 年にも日本に輸入されそうだと報じられている。

こうした状況、懸念が、短期間であっても「緊急署名」が大きな関心を呼んだ理由とみられます。

農林水産省は 12 月 10 日、「日本農林規格調査会」(中嶋康博会長、於農林水産省)を開催し、第 1 回目の「有機 JAS の改正について」の審議をしました。事務局の基準認証室長らが、先の検討会での議論を踏まえた提案を口頭で示し、「賛成」及び「反対ではないが慎重に」という意見が出され、事務局が改正の方向性を確定しました。したがって、次回 1 月 31 日の第 2 回目の審議において、従来の「組換え DNA 技術」としかなかった用語を改訂し、改めてコーデックスの有機生産等のガイド

ラインの当該箇所の記述に基づいて、有機 JAS 規格の書き方のスタイルに直して、包括的な「遺伝子操作／遺伝子組換え」として定義しなおすこととなります。

なお、今後とも、具体的な有機 JAS 規格（有機農産物、有機加工食品、有機飼料、有機畜産物）の詳細がどのように改定されていくのか、特に運用面でのガイドラインなどにも注意を払っていく必要があります。

集会では最後に、今後とも「有機 JAS」と「ゲノム編集」等の検討・審議、決定において、有機農業の原則を踏まえ、「有機 JAS」に「ゲノム編集」などの技術・生物体を、栽培、生産又は加工のいずれについても使用を認めない方針を堅持し、いっそう信頼される有機農業の推進が行われるよう農水担当者に要請し、食の安全議連とも共闘していくことを約して、集会を終えました。

（備考 FAMIC の検討会には、有機 JAS 認証機関協議会の会員団体である有機農業推進協会の理事として久保田が出席。12 月 10 日、日本農林規格調査会を傍聴。）

連絡先 info@joaa.net